



令和8年1月26日

選挙管理委員会

担当者：浜崎

内 線：2720

直 通：643-3077

## 選挙をきれいにする国民運動福岡県本部声明

本日、第51回衆議院議員総選挙が公示され、来る2月8日に投票が行われます。

選挙は、私たち国民が主権者として政治に対して意思を表明する最も重要かつ基本的な機会であり、民主政治の基盤をなすものです。そして、民主政治がさらに健全に発展するためには、明るくきれいな選挙が行われることが大切です。

令和7年7月20日に行われた第27回参議院議員通常選挙では、全世代において投票率の向上が見られましたが、若年層の投票率は、他の年齢層に比べると依然として低く、将来の社会を担う若者の声が政治に反映されないのではないかと強く危惧されるところです。

また、近時、他の選挙において、選挙運動に対する悪質な妨害行為や公職選挙法が想定していなかった不適切な選挙運動、SNSによる誹謗中傷が問題となるなど、民主主義の根幹である選挙の公平・公正を損なうおそれのある事態が生じていることに大きな心配をいだいています。

総選挙は、急速に変化する社会情勢において、我が国の今後の進路や私たちの暮らしを決める上で重要な意義を持つものです。国民一人ひとりが、選挙の主役は主権者である自分たちとの意識を持ち、その声を投票という形にして積極的に届けていくことが期待されるとともに、選挙違反のないきれいな選挙が行なわれることが求められています。

そこで、「選挙をきれいにする国民運動福岡県本部」は、今回の総選挙において、有権者の皆様並びに候補者及び政党その他の政治団体に対し、次のことを強く要望します。

- 1、有権者の皆様は、国政における衆議院の果たす役割を十分認識し、候補者及び政党その他の政治団体の政見や政策を見極め、個々の情実や利害等にとらわれることなく、主権者として自覚ある投票をすること。
- 2、候補者及び政党その他の政治団体は、有権者が貴重な一票を正しく判断して投じることができるよう、選挙運動を通じ政見や政策を十分に訴えること。
- 3、有権者並びに候補者及び政党その他の政治団体は、選挙のルールを遵守するとともに、インターネットの適正利用に努めるなど、選挙の公平・公正を害する行為を厳に慎み、買収、供応、寄附の強要等の悪質な選挙犯罪をはじめ、一切の選挙違反のない明るくきれいな選挙を実現すること。

令和8年1月27日

選挙をきれいにする国民運動福岡県本部

本部長 藤井克己

(福岡県選挙管理委員会委員長)

本部員 澄谷博之

(福岡地方検察庁検事正)

本部員 住友一仁

(福岡県警察本部長)

本部員 横尾誠

(西日本新聞社編集局長)

本部員 猿渡博司

(福岡県明るい選挙推進協議会会長)

本部員 貞苅隆男

(福岡県都市選挙管理委員会連合会会長)